

平成 23 年 2 月 24 日

バーゼル銀行監督委員会市中協議文書「オペレーショナル・リスクの先進的手法のための監督指針」に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から昨年 12 月 10 日に公表された市中協議文書「オペレーショナル・リスクの先進的手法のための監督指針」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがバーゼル委員会におけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

我々は、提案されたオペレーショナル・リスクの先進的手法（AMA）に関する監督指針は、ガバナンス、データ要件、モデリング手法等の観点から、これまでの銀行のオペレーショナル・リスク管理の進展を反映したものであり、今後、リスク管理の実効性を高め、リスク計測実務の収斂にも貢献するものと考ええる。

我々は、本監督指針が既にオペレーショナル・リスクの先進的計測手法(AMA)を適用している銀行実務の実態に即したものとなるよう、今後の検討に際し、以下の点が考慮されることを期待する。

【各論】

データ：「“net loss”」の扱い（パラグラフ 24、102）

内部損失データにはグロスベースとネットベースがあるが、パラグラフ 24 およびパラグラフ 102 で用いている引用符付きの「“net loss”」の用語の定義を明確化していただきたい。

パラグラフ 24 およびパラグラフ 102 では、引用符付きの「“net loss” (gross loss net of insurance)」は利用すべきでないとしている。一方、パラグラフ 22 では、引用符なしの「net loss」は回収効果勘案後の損失 (the loss after taking into account the impact of recovery) として示され、また、パラグラフ 81 では、

引用符なしの「net loss」は保険以外の回収考慮後の損失（net losses (gross loss net of non-insurance recoveries)）として表現されている。

我々は、引用符付きの「“net loss”」は「保険効果勘案後ベース（gross loss net of insurance）」と考えているが、パラグラフ 24 および 102、パラグラフ 22、パラグラフ 81 で示される 3 つの「net loss」の概念が、銀行において混乱を招くおそれもあることから、図等を用いること等によって、それぞれの「loss」の概念の違いを明示していただきたい。

データ：「発生時期と計上時期が異なることから生じる損失 (timing losses)」の扱い (パラグラフ 87(a))

パラグラフ 87 (a) では、グロス損失の計算から除外されるものとして、発生時期と計上時期が異なることから生じる損失をあげている。例えば、過年度決算修正・追徴課税に係るオペレーショナル・リスク損失については、判断に迷う場合が多いことから、オペレーショナル・リスク損失に含まれる部分と含まれない部分に関して判断基準の具体例を示していただきたい。

例えば、過年度決算修正の修正額自体はオペレーショナル・リスク損失には含まれないが、これによって発生した追加的なキャッシュフロー（ステークホルダーからの訴訟に対する支払、当局からの制裁金等）はオペレーショナル・リスク損失に分類するものと考えられる。

データ：「すぐに回収された損失事象 (rapidly recovered loss events)」の扱い (パラグラフ 87 (b))

パラグラフ 87 (b) では、グロス損失の計算から除外されるものとして、すぐに (rapidly) に回収した損失で全額回収されたものは、損失のない「“near miss”」事象とされているが、ここでいう“rapid”が恣意的に運用される懸念がある。

一方で、「rapid」の程度については各行が商品性・リスクプロファイルを照らし合わせ、銀行自身が定義のうえ、運営していくという裁量を持つべきものでもあるため、“rapid”の適用にあたり、各行に文書化を求めることを明示すべきである。

モデル化：最も古い損失額 (oldest loss amounts) の扱い (パラグラフ 191)

所要自己資本計算のためのデータに関する監督上のガイドラインのなかで、

パラグラフ 191 では、インフレーションやデフレーションの影響が大きい場合には、例えば、最も古いデータ金額 (the oldest data amount) を対象とした適切な調整を求めているが、古いデータ金額 (old loss amounts) に修正すべきと考える。

パラグラフ 191 では、損失事象がめったに発生しないオペレーショナル・リスク損失上のカテゴリーにおいて、インフレーション等の効果を調整するために、例えば、15年～20年にデータ観測期間(バーゼルⅡ先進的計測手法の最低観測期間は5年間)を延長する場合には、最も古いデータ金額 (the oldest data amount) に対してディスカウント調整を行うことが提案されている。

しかし、物価の影響は連続的であることから、最も古いデータ金額 (the oldest data amount) の部分のみに反映されるべきものではないと考える。このため、例示としては、その主旨を明確にするとの観点から、古いデータ金額 (old loss amounts) と表現を改めるべきと考える。

モデル化：アウト라이어 (outliers) の扱い (パラグラフ 192)

所要自己資本計算のためのデータに関する監督上のガイドラインの中で、パラグラフ 192 では、アウト라이어 (outlier) の対象となるのは、「すでに中止したビジネスラインに関するデータ」である旨、例示している。これ以外に、所要自己資本への望ましくない影響に対応するためのアウト라이어としては、具体的にどのようなものを想定しているのか、その定義を含め明示していただきたい。

モデル化：利用する確率分布の識別 (パラグラフ 193～209)

パラグラフ 193～209 では、モデル化に当たっての確率分布の選択基準や事後的な検証等について、具体的な手法を例示のうえ詳細に述べている。

しかし、既に先進的計測手法 (AMA) を適用している銀行があることから、本市中協議文書で示された手法をどのように組み合わせるのか、また、どの手法を選択するのかについては、各金融機関の裁量に任されるべきと考える。このため、その旨を明示していただきたい。

以 上